

第11回いわき市契約適正化委員会 議事録署名

- 1 開会年月日
令和7年2月4日（火）
- 2 開会場所
Web会議方式
- 3 出席委員の氏名
猪狩堅一委員（委員長）、阿部順委員、磯崎泰三委員、角田和行委員、
緑川猛彦委員
- 4 概要及び発言内容
別添のとおり

上記内容について、相違ないことを確認したことから、議事録に署名します。

議事録署名委員

磯崎泰三

いわき市契約適正化委員長

猪狩堅一

第 11 回いわき市契約適正化委員会

1 委員会の概要

- (1) 日 時：令和7年2月4日(火) 10時00分～11時30分
- (2) 場 所：Web会議方式
- (3) 出席者：
 - ① 委員
猪狩堅一委員(委員長)、磯崎泰三委員、緑川猛彦委員、阿部順委員、角田和行委員
 - ② 市側
財政部長、契約課
土木部技監、道路管理課、河川課、住宅営繕課
生活環境部長、下水道事業課、北部下水道管理事務所
教育部長、施設整備課
水道局長、総務課、配水課、浄水課、南部工事事務所
医療センター事務局長、医療センター施設管理課
- (4) 次 第
 - ① 開会
 - ② 議事
 - (1) 入札・契約の状況について
 - (2) 指名停止の状況について
 - (3) 建設工事等に係る入札・契約制度の見直しについて
 - ③ その他
 - (1) 次回の日程等について
 - (2) その他
 - ④ 閉会

2 発言内容

【司会(契約課長補佐)】

皆様お揃いですので、ただいまから、「第11回いわき市契約適正化委員会」を開催します。
本日の委員の出席は5名で過半数に達していることから、いわき市契約適正化委員会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

それでは、事前に送付している次第に従い進めて参りたいと考えておりますが、まず、資料の確認をします。

本日の資料は『次第』、『資料1』から『資料5』ですが、皆様、お手元にございますか。

(委員賛同)

それでは続きまして議事に入りますが、議事につきましては、設置要綱第5条第2項にて「委員長が会議の議長となる」こととしていますので、猪狩委員長よろしくお願ひします。

【議長（猪狩委員）】

これより議事に入ります。

よろしくお願いします。

はじめに、本日の議事概要に署名する委員について、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した磯崎委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員賛同）

ご異議ないものと認め、磯崎委員よろしくお願いします。

また、議事概要の公表にあたり、これまでも署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページで公表することとしておりますので、今回も同様にしてよろしいでしょうか。

（委員賛同）

ご異議ないものと認め、そのように決定いたします。

2-(1)入札・契約の状況について

【議長】

最初に、「入札・契約の状況」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

資料1により説明

（対象案件：市121件、水道局64件、医療センター23件の合計208件）

【議長】

次に抽出された事案について、各発注部署からの報告となりますが、資料2のとおり、磯崎委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、磯崎委員より意見等がありましたらお願いします。

【磯崎委員】

資料2の抽出事案書に記載の通りです。

特段補足する点はありません。

【議長】

ありがとうございます。

では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No. 1から3について、土木部より説明をお願いします。

【道路管理課長】

No. 1川平4号線（川平2号線）橋梁災害復旧工事（上部工）について説明します。

これは、令和5年9月に発生した台風第13号により被災し、流出した橋梁の災害復旧工事として、橋梁の上部工に関する工事を発注したものであり、入札方法は、地方自治法施行令に基づき、建設業者選定委員会の審議を経て、随意契約を行ったものです。

本災害復旧工事においては、当該工事に先立ち発注した、下部工について、6月12日に契約をし、引き続き当該工事を、7月10日に一般競争入札に付したが、入札者がいませんでした。

そこでまず、8号適用となった経緯ですが、当該工事では、橋げたの製作に期間を要するため、

再入札した場合、下部工完了後、連続して橋げたの架設に着手することができず、工程に遅れが生じることとなります。

そのため、早期の復旧が困難となり、被災地区の市民生活に著しく支障をきたすことから、対応できるものとの随意契約を行ったものです。

続いて、入札者や落札者がいなかった要因についてですが、公共上部工工事における製作と仮設の施工実績を有する県内企業の3者に聞き取りを行った結果、主に製作工場の稼働状況や、担当技術者の配置などが要因であったと聞き及んでいます。

今回の随意契約にあたっては、改めて聞き取りを行った結果、それらの調整が可能となったものと契約をしています。

当課からの説明は以上です。

【河川課長】

No. 2 緊急自然災害防止対策事業 明神平川河川改良工事について説明します。

本工事については、大雨により、河川が増水した際の堤防の決壊や越水を未然に防止するため、護岸整備工事を発注したものです。

入札方法は、一般競争入札を行ったものです。

今回、契約解除に至った経緯については、当該工事の契約締結後、予定価格の基となる設計書の積算に誤りが判明し、本来落札すべきものと異なるものを落札者としていたことから、本契約を解除したものです。

具体的には、積算システムの防護柵工の代価表の作成において、労務費の一部が合計に加算されていない設定となっており、正しく積算を行った結果、落札者に変更が生じることが判明したことから、契約した事業者と協議を進め、10月8日付で契約を解除したものです。

当課からの説明は以上です。

【住宅営繕課長】

No. 3 小名浜支所非常用発電機架台設置工事ですが、これは災害時に支所に設置される、災害対策地区本部の災害時の対応力強化を図るため、非常用発電設備の嵩上げ用架台の設置工事を発注したものです。

入札方法は、指名競争入札で行ったものです。

入札を4回行った経緯ですが、まず1回目の入札では、指名した10者のうち4者の応札がありましたが、そのうち2者が書類不備で無効となりました。

残りの2者も予定価格に達せず、不落となったため地方自治法施行令第167条の8第4項の規定に基づき、有効となった2者を対象とし、2回目の入札を行うこととなりました。

2回目の入札では、2者のうち1者が入札を辞退し、残りの1者も再び予定価格に達せず、不落となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定を適用し、その1者と随意契約のための見積もり合わせを行うこととなりました。

その後、2回の見積もり合わせを行い落札に至りましたが、その結果として合計4回の入札を行いました。

当課からの説明は以上です。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの土木部の説明について、いかかでしょうか。

【磯崎委員】

抽出事案提出書のNo. 2について、契約解除となったこちらの工事は、現状は今どういった流れになっているのか教えてください。

【河川課長】

現状については、契約解除となった事業者に対しては、きちんとお詫び、説明をして、契約解除の手続きをとりました。

その後、工事については、一部工区を除外して別途発注し、別の事業者が落札して工事を進めているという状況です。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

【議長】

その他ございますか。

阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

No. 1 について、不調になったということで、県内の対象 3 者に聞き取りをしたという話ですが、そもそも 3 者しかいないということですか。

【道路管理課長】

先ほどご説明しましたように、架設とその施工実績を有するものに関しては県内企業としては 3 者だったので、その 3 者に聞き取りを行いました。

【阿部委員】

一般競争入札が成立したとしても、もともと対象業者が 3 者しかいなかったということですか。

【道路管理課長】

対象の業者は 221 者ですが、鋼成橋梁の上部工の過去の県内での施工実績を有する方については 3 者ということになります。

対象としては 221 者という形で業者選定しています。

【阿部委員】

一般競争入札時は、実績も求めていましたか。

【道路管理課長】

施工実績は、過去 15 年間に元請として完成引き渡し完了した鋼成橋梁の上部工の新設工事の施工実績があることとしています。

【阿部委員】

3 者しか対象業者がない中で、どういう地域要件で公告しましたか。

県内とかですか。

【道路管理課長】

個別の要件としては、市内業者と準市内業者、あと市外業者、といったかたちで選定をしています。

聞き取りを行ったのが、県内の 3 者です。

【阿部委員】

県外だともっといたということですね。

【道路管理課長】

県外も含めると、もっていました。

【阿部委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

では、土木部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

土木部は、退室をお願いします。

【議長】

続きまして、No. 4～5について、生活環境部より説明をお願いします。

【下水道事業課長】

No. 4 公共下水道 小名川ポンプ場改築工事（沈砂池機械設備その2）について説明します。

まず小名川ポンプ場は、小名浜地区の雨水排水を目的としたポンプ場です。

次に工事の概要ですが、当該工事については、供用開始から46年が経過し老朽化が進んでいる自動除塵機を交換するものです。

自動除塵機とは、排水路を流れてくる大型のごみを取り除くための設備です。

それでは1者応札となっている要因について説明します。

当該工事は、機器製作等において下水道独自の仕様として、機器の盤や塗膜、これらを厚くすることを求めているので、その品質確保のために、施工実績を条件としています。

そのためこの時点で、参加要件をクリアする業者が、機械器具設置工事に登録している全44者から14者に絞られます。

さらに、当該工事箇所が排水路の中という限られたスペースでの工事となっていることが、最終的に1者応札の要因であると考えています。

当課からの説明は以上となります。

【北部下水道管理事務所長】

No. 5 公共下水道北部浄化センター建設工事（管理棟建築付帯設備）の工事の概要について説明します。

こちらの工事は、主に平・内郷地区を含む北部処理区の下水処理場である北部浄化センターの施設の管理棟、電気室内に設置されている電気設備の安定稼動並びに長寿命化を図るため、夏の暑さの影響を受けないよう空調設備を新設するもので、入札方法は指名競争入札で行ったものです。

次に、ご指摘の指名者数や指名条件と、参加者数が少ない要因について説明します。

まず、指名者数については10者、指名条件は、市で定めた発注標準に基づき、市内の管工事登録がある格付AとBの事業者のうち、施工場所に近い10者を選定しています。

また、参加者数が少ない要因は、事業者への聞き取り等を実施していないため推測ですが、市立小中学校の空調設備設置工事など、同時期に同種の工事が複数発注されていることから、現場代理人や技術者、作業員の確保など、事業者側の事情によるものと考えています。

生活環境部の説明は以上です。

【議長】

ありがとうございます。
ただいまの生活環境部の説明について、いかがでしょうか。

【磯崎委員】

抽出事案 No. 4 について、1 者応札ということで、先ほど絞って 14 者という話がありました。いわき市内に本店を有するものといった地域要件が書いてありますが、市内業者に絞る話になるのでしょうか。

金額も高額なので、市内に限る話なのかと思ったのですが、その点はいかがでしょうか。

【下水道事業課長】

確認ですが、市内業者を選んでいる理由ということでしょうか。

【磯崎委員】

一般競争入札でも要件として市内に絞っているという理解でいいのでしょうか。

【下水道事業課長】

はい。
そうですね。
市内業者ということで、絞っています。

【磯崎委員】

市内業者に絞る理由について、教えてください。

【下水道事業課長】

市内業者でできることは、市内業者を選んで発注するという考え方に基づくものです。
その結果、機械器具設置工事に登録している業者が 44 者で、今回は、施工実績等の要件をつけているので、こちらで確認している内容だと、実績のある業者は、14 者であったという内容になっています。

【磯崎委員】

ありがとうございます。
市内業者の育成的な視点といった話がこれまでもあったかと思いますが、やはり同様の発想になるということでしょうか。

【下水道事業課長】

はい。

【磯崎委員】

高額なものなので、もう少し値段として下げられるなら、それはそれで 1 つの考え方だと思います。

もちろん市内の業者育成という視点もあるとは思いますが、財源的なところで、やはりそういう発想もあってもいいのかなと感じました。

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。
阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

抽出事案 No. 4 は、いわき市内に本店を有する業者ということで地域要件を設定していますが、予定価格の金額で市内にしているのですか。
それとも金額は関係ないのでしょうか。

【下水道事業課長】

これは発注している内容によります。
例えば市内業者で対応が可能であれば、金額が大きくても市内業者に発注すると考えています。

【阿部委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございませんか。
では、生活環境部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

それでは、生活環境部は退室願います。

【議長】

続きまして、No. 6 について、教育委員会より説明をお願いします。

【施設整備課長】

No. 6 湯本第三小学校外 4 校空気調和設備設置電気設備工事については、常磐地区などの小中学校の特別教室に、エアコン用の電源を設置するもので、一般競争入札により工事発注したものです。

委員からの抽出理由として、同じ学校の似たような工事と思われるが契約を分けている理由とありますが、本工事は説明した通り、エアコン用の電源を設置する工事で、工事の種別は電気工事となります。

一方、市工事等一般 55 の工事は、エアコン本体と室外機に冷媒管という配管を敷設する工事
で、その工事の種別は管工事となります。

電気工事と管工事、異なる工種のため、それぞれ発注したものです。

また、市工事等一般 56、市工事等一般 57 においても、中央台地区の小中学校の特別教室にエアコンを設置するための工事として、こちらもそれぞれ発注したものです。

説明は以上です。

【議長】

ありがとうございます。
ただいまの教育委員会の説明について、いかがでしょうか。

【磯崎委員】

電気工事と管工事といったように、工事の種類が違う場合は、それぞれで入札を行うという理解でしょうか。

例えば工種は別かもしれませんが、それを兼ねて行うことができる業者がある程度いるのなら、それをまとめるといった発想もあり得る感じがしますが、その点はいかがでしょうか。

【施設整備課長】

質問としては、工事をまとめてはどうかということですよ。

【磯崎委員】

そもそも可能なのかといった話もあるとは思いますが、そういったやり方は有り得るのでしょうか。

【施設整備課長】

管工事と電気工事をまとめてというご質問でしょうか。

【磯崎委員】

そうですね。

その両方の工事ができる業者がいて初めて成り立つ話だとは思いますが、そういったことがまずあり得るのでしょうか。

【施設整備課長】

管工事と電気工事、両方ができるというのは、ごく少数で、一般的には電気工事は電気工事、管工事は管工事ということになっています。

【磯崎委員】

そうであれば、結構です。

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

では、教育委員会の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

【司会】

では、教育委員会については、退出願います。

【議長】

続きまして、No. 7 から 9 について財政部より説明をお願いします。

【契約課長】

まず初めに、No. 7 非常用備蓄品（食料及び飲料水）については、危機管理課において、非常用備蓄品の食料等を購入したものであり、入札方法については制限付一般競争入札を行ったものです。

当該物件は市内 78 ヶ所の防災倉庫や避難所等に配備する食料等であり、落札業者が各備蓄倉庫等への納品まで行うものです。

予定価格について、1000 万円を超えることから、令和 5 年より実施しています、市の物品購入に係る制限付一般競争入札実施要綱に基づき、備蓄品の品目に登録していること、及びいわき市内に本店を有するものであることを参加要件とし、制限付一般競争入札を実施したところ、4 者

の応札があったものです。

磯崎委員から提出された理由等として、落札率が低い、過去の委員会で、参考見積と実勢価格との乖離のその後の検討についてご教示いただきたいとあります。

まず、予定価格を決定する際には、これまで説明していますが、数量やその他の条件を示した上で、同様の物件の応札実績のある事業者2者から参考見積書を徴取して、その見積額をもとに設定しています。

今回の入札では、入札の結果、参加した全4者の応札率は概ね「非公表」%で、実勢価格に近い金額で応札されたものと考えています。

乖離のある場合のその後の検討状況については、県内他市等への照会等を行いました。物品の部について、郡山市、福島市、会津若松市では、乖離の大きな案件はあるが、企業努力で競争の結果と考えていることから、現在特に対応の検討を行っていないという状況でした。

また本市においても、今年度4月から11月までの間、審議を行った物品購入の案件85件中、落札率が「非公表」%未満の案件については、6件と、ほとんどの入札については入札率が「非公表」%から「非公表」%台であり、適正な契約を行えていると考えています。

このことから、現時点においては、現在の予定価格の設定方法を継続していく考えです。

また、同案件について、同一業者が過去に繰り返し落札をしている、考えられる理由があればご教示いただきたいとあります。

事業者への聞き取りも行いましたが、事業者としては企業努力の結果だということでした。

こちらについては、過去に同様の案件を受注した実績から、有利な物品の仕入れ方法や、配達や納品のノウハウ構築など、他社よりも安価で実施できると見込んでの結果ではないかと考えています。

次に、No. 8 納税通知書（口座振替、納組員用）外3件については、資産税課で発注している印刷物であり、入札方法は、指名競争入札を行ったものです。

磯崎委員から提出された理由として、落札率が低い、過去にも同一業者が低い落札率で契約しているが、考えられる理由があればご教示いただきたいとあります。

これまでの実績を確認したところ、令和3年から令和5年の3ヵ年で、同一の案件の入札結果は、今回の落札者と同一の業者が2回落札をしています。

過去にも同一業者が落札していることについては、事業者の企業努力と、入札に対する意欲の強さ、さらには、これまでの受注実績から、他社よりも安価での実施が可能と判断したものだと考えています。

また、業者より聞き取りをしましたが、印刷業務では、近年の物価高騰による紙代の値上がり等を考える必要があるが、必要経費等の削減は可能であり、業者の企業努力の部分であるとのことでした。

続いて、No. 9 いわき市防災ラジオについては、災害対策課で、緊急時に災害情報を迅速かつ的確に伝達し、避難行動要支援者の避難支援につなげるため、防災行政無線の緊急 FM 放送を自動起動して、受信する防災ラジオ 400 台を随意契約により購入したものです。

磯崎委員から提出された理由として、幅広い業者で調達可能な物品と思われるが、2号適用とした理由について説明いただきたいとあります。

いわき市防災ラジオは、いわき市または FM いわきが緊急放送を行う際に、FM 局から発信される緊急信号を受信すると、自動で起動するラジオであり、防災情報を確実に伝達できるよう、聞き逃し防止のための録音機能を備えているものです。

一般的に販売されているものとの違いは、FM いわきから発信される周波数の受信感度が高い点と、聞き逃し防止のための録音機能を備えていることです。

この防災ラジオは、製造元と契約相手方が共同開発したもので、FM いわきの周波数を使用しての音声告知放送を行うなどの仕様については、契約相手方独自のものであること、また、現在市

の入札参加有資格者名簿に登録されているのはこの1者のみであることから、地方自治法施行令の規定に基づき2号適用をしたものです。

当課から説明は以上です。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの財政部の説明についていかがでしょうか。

【磯崎委員】

抽出事案No. 7について、参考見積を2者から取っているということですが、これについては、毎年、毎回その落札率でずっと推移し、同じ業者と契約を結んでいて、見積の取り方に問題がないという理解でよろしいでしょうか。

【契約課長】

先ほど申し上げましたが、参考見積書を徴取するのは、実勢価格を把握するために、業者に依頼をし、それをもとに予定価格を設定するという考えから実施しています。

以前、委員から指摘があったので、いわき市の設定方法が特異なものなのか、他市は別な方法でやっているものなのかといった調査をしましたが、現時点では、他市においても、中核市のほとんどの市において参考見積書を徴取した上で、それをもとに予定価格を設定しているという状況なので、こちらについては、引き続き、その方法で継続したいと考えています。

特に今回の案件については、一昨年の落札率よりも、また高い落札率となっているので、実勢価格に近いものになっているのではないかと考えています。

以上です。

【磯崎委員】

参考見積をとる業者も特に変更の予定はないという理解でよろしいですか。

【契約課長】

今のところは、あくまで入札行為自体は、安価な価格で調達という、部分はもちろんですが、調達を停滞させないといった考えもあるので、実績のある業者から、参考見積書を徴取することについては、現時点では、そのまま継続したいと考えています。

【磯崎委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

緑川委員どうぞ。

【緑川委員】

抽出事案No. 7について、古い食料品はどのようにするのか教えていただきたいです。

【契約課長】

実際、担当課の方で消費期限や賞味期限等を確認しつつ対応していますので、詳細については、私どもとしては把握していませんが、例えば防災訓練等をする時に、啓発の意味も込めて、参加者に配布をしていると聞いています。

【緑川委員】

抽出事案 No. 9 について、防災ラジオはどこに配布されているのでしょうか。

【契約課長】

以前もこちらの案件については抽出されていて、その当時は、インターネットや携帯電話等の通信手段が比較的少ない高齢者を対象に配布をしていると説明したと思いますが、現在は、高齢者だけでなく、市内在住の世帯主や地区の役員等を対象に、貸し出しをしている状況です。

【緑川委員】

そういう案内がうちの地区とか回ってきたことはありませんが、どのように周知をしているのかご存知ですか。

【契約課長】

私の知る範囲ですが、市のホームページにそういったものが記載されています。

また、防災訓練等ことあるごとに、防災メールの登録や防災ラジオの貸し出しについて、周知していると聞いています。

【緑川委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

抽出事案 No. 9 について、ラジオは市販では出回っていないということですね。

【契約課長】

一般的に防災ラジオというものは売られています。

インターネットで検索すると、そういったものが出てきますが、今回、災害対策課で購入したものについては、先ほど申しましたが録音機能がついているとか、或いはFMいわき特有の周波数の感度が強いといったところで、そちらについては一般で売られていないと聞いていますので、今回、随意契約で購入しました。

【阿部委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

では、財政部の説明についてはよろしいでしょうか。

続きまして、No. 10～13 について、水道局より説明をお願いします。

【配水課長】

No. 10 (重) 平上神谷配水管 (第 126-70 号外) 整備工事について説明します。

水道局工事等一般 3 (重) 平上神谷配水管 (第 126-70 号外) 整備工事について、水道局工事等一般 2 鹿島町久保配水管 (第 211-34 号外) 整備工事と類似工事であるにもかかわらず、水道局工事等一般 3 だけを、総合評価とした理由について説明します。

どちらの工事も総合評価方式の適用基準である 5000 万円を超えているものであり、平上神谷配水管は一般的な配水管埋設工事、耐震性のダクタイル鋳鉄管の口径 200 ミリ 300 ミリに、併せて水管橋の設置工事、ステンレス管の口径 300 ミリの施工があり、品質を確保するために、施工者の技術力が必要となることから総合評価方式を選択しています。

また、鹿島町久保配水管は一般的な配水管の埋設工事、ダクタイル鋳鉄管の口径 150 ミリの工事のみであることから、本工事の特記仕様書や関係仕様書に基づき、施工管理することで品質の確保が図られるため一般競争入札を選択しました。

なお、入札方法等は工事担当課にて、いわき市水道局建設工事に係る一般競争入札実施要綱及び総合評価方式実施要綱に基づき、調書等必要書類を作成し、水道局建設業者等選定委員会に諮り、承認を得た上で決定しています。

当課からの説明は以上です。

【南部工事事務所長】

No. 11、河川関連鹿島町水道管 (第 331-19 号外) 移設補償工事 (仮設) が含まれる 19 件が最低制限価格と契約が一致している件について、公共工事請負額の算出基礎となる算出基準や積算単価などは、水道局ホームページなどで公開されていて、工事に係る最低制限価格の積算については、直接工事費などに所定の率を乗じて算出する方法を公表しています。

さらに、令和 5 年 4 月 1 日以降の入札公告分からは、最低制限価格に一定の範囲内で調整を加える運用を廃止していることから、事業者が最低制限価格と一致した入札金額を算出することは可能であると考えています。

続いて No. 12 小名浜配水池外 2 箇所流量計設備更新工事が 1 者応札となった要因についてですが、こちらは参加要件の考え方の通り、28 者を対象として、一般競争入札を執行したところです。

一般競争入札は 1 者のみの参加でも競争性があることから、参加事業者への聞き取り等は実施していませんが、監督者の確保が困難、それから、工事期間の調整が困難など、事業者個別の事情によるものと考えています。

当課からの説明は以上です。

【浄水課長】

No. 13 上野原浄水場中央監視設備改良工事 (その 3) について説明します。

初めに、2 号適用としている理由について説明します。

上野原浄水場中央監視設備は、浄水場全体の稼働状況の監視や制御などを行う設備であり、さらには上野原水系全般の配水状況や水量、水質等を遠隔で監視する大変重要な設備です。

本工事は、既設設備を一時移設し、浄水場を稼働させながらの新規設備の設置や試験切り換えを行っていく必要があるなど、既設設備の改造を行いながら、段階的に更新していく工事となっていますが、施設設備を施工した業者ではなく、他のものが改良工事を行うこととなった場合において、施工中にシステムの不具合が生じた際は、責任分界点が曖昧となり、原因箇所の特定に時間を要するなど、迅速な対応に支障をきたし、水道水の供給に大きな影響が生じる恐れがあることから、当該システムを製造したメーカー、またはメーカーの代理店での施工が必要不可欠となります。

当該工事は、施設設備の改造も含め、新規設備のソフトウェア開発に伴う装置の設計、製作、試験及び切り換えなど、大部分がメーカーの施工範疇であることから、メーカーである既設設備

製造者のメタウォーター（株）東北営業部と、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により随意契約としたものです。

次に、その1及びその2の契約方式、契約業者、金額が3回に分かれている理由についてですが、令和4年度に行った、その1工事、及び令和5年度に行ったその2工事、いずれもメタウォーター（株）東北営業部と随意契約にて実施しており、請負金額は、その1工事は1億9800万円、その2工事は2億4338万9300円となっています。

次に、当該工事が3回に分かれている理由についてですが、更新対象である中央監視設備は、浄水場内の制御や監視のほか、場外の配水系統の遠隔地監視も行う複雑な設備です。

当該設備の改良は最短最小の観点から、機器の製作、設置、動作確認・試験などに3年かかる作業になりますが、工事を行う際は、設備の継続運転が必須となるため、別な場所に仮設の設備を組み、運転を切り換え、元の場所に新設の設備を設置するなど、作業スペースに制約があり、継続運転の観点から順番に作業する必要があるため、当該設備の作業工程を3つに分け、効率的に行えるように、単年度で計画し、実施しているものです。

当課からの説明は以上になります。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの水道局の説明についていかがでしょうか。

磯崎委員どうぞ。

【磯崎委員】

抽出事案No.3の工事で品質の話で、口径200ミリとか300ミリというふうに、聞こえたのですが、そういったものを使う際は、総合評価方式が選択肢として入ってくるという理解でよろしいでしょうか。

【配水課長】

まず300ミリ200ミリの埋設管と合わせて今回の水管橋工事もあって、当施工場所が交差点の中ということもあり、施工業者の技術力が必要となることから、総合評価を選んでいきます。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

埋設管の問題だけではないという理解ですね。

【配水課長】

そうですね。

あと施工状況等も考慮して選んだ結果となっています。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

抽出事案No.11について、公表しているという話でしたが、水道局が顕著に出ているのは、水道工事が比較的計算がしやすいという理解でよろしいでしょうか。

【南部工事事務所長】

水道工事の場合は、やはり定型的なパターンがあるので、比較的積算ができると考えています。

【磯崎委員】

公表している部分があると最低制限価格が一致してくることは、十分有り得るという理解でよろしいでしょうか。

【南部工事事務所長】

そうです。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

抽出事案 No. 13、先ほどの説明だと稼働状況というか、一斉にできないので、順次という話だったと思いますが、今回、その3で終了してしばらく同様の工事はないという理解でよろしいのでしょうか。

【浄水課長】

当面は同様の案件はありませんが、設備そのものの稼働有効期間が大体 20 年が目安になっているので、20 年ごとに同様の案件が出てくると考えられます。

【磯崎委員】

その場合は、そのタイミングでメーカーを切り替えるといった話はあるでしょうか。

【浄水課長】

施設そのものは全体的な更新を検討することが十分考えられるので、メーカーとの随意契約は、その時その時によって状況が変わると思います。

そのときに臨機応変に対応できればと思います。

【磯崎委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

抽出事案 No. 12 について、主たる工種は、水道施設工事と言いながらも電気工事の登録も必要ということで、ダブルで登録が必要な者の参加を募ったのかもしれませんが、今回受注した植田電機（株）は、水道施設工事も直営でやりましたか。

【南部工事事務所長】

こちらは、配水池から出るところについているメーターの交換になるので、メーターも当然水道施設の中の一環ということで水道施設工事を持っていて、さらにそのメーターとメーターを読み取る機械とが電気で繋がっているので、水道施設工事と電気工事の両方を持った業者ということで、今回の場合は、植田電機（株）が落札して、下請け業者を使っています。

【阿部委員】

さっきの学校の空調のことですが、本来主たる工種で発注して、あとは下請けとかもあるのかなというのと、例えば、JV として、水道施設工事と電気工事の組み合わせも可とするというようなことをしていけば 1 者応札の解消に向けて、改善されるかなという気もしますが、JV の検討はされなかったのですか。

【南部工事事務所長】

そうですね。

JVの基準になると、工事の請負金額によって、ある程度大きい工事は考える必要があると思いますが、今回の場合はJVまでの基準にはいかなかったので、単独というような形でやっています。

【阿部委員】

JVはあくまでも金額ということですね。

【南部工事事務所長】

基準として、金額は設定しております。

【阿部委員】

金額以外の要素はないということですね。

【南部工事事務所長】

単独の工事ごとで判断するようになると思います。

配管と電気工事の割合とか、その辺は工事ごとに変わるので、その都度の判断になってしまおうと思います。

【阿部委員】

わかりました。

ありがとうございます。

次に抽出事案No.13について、随意契約ということで、選定理由を裏読みするとメーカー最良の選定なのかと私は思ったのですが、その既存設備の改造とか、不具合に備えたメンテ関係の随契だけをすれば、新設は一般競争として他社が入ることができるのではないかと思います。

抽出理由にもあるように高額な金額なので、そもそも1者に頼りきることなく新たな検討をお願いしたいと思います。

【浄水課長】

浄水場全体の更新のタイミングがありますが、そういう時は一般競争入札も十分考えられると思います。

ただ今回に関しては、浄水場を止めるわけにはいかないなので、既設設備を稼働させながらの対応といった観点で結果的には随意契約になっています。

【阿部委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

では、水道局の説明についてはよろしいでしょうか。

続きまして、No.14、15について、医療センターより説明をお願いします。

【施設管理課長】

No.14NP P V人工呼吸器についてです。

まず、当該機器の概要ですが、こちらはマスクを用いて人工換気を行うための装置で、現有機器が更新の時期を迎えたことから購入したものであり、当該機種を選定して指名競争入札を行ったものです。

次に選定理由である、落札率が高い要因についてですが、医療機器については専門性が高いことから、納入可能な業者が1者、或いは2、3者と限られてしまうことが多く、予定価格の設定については、納入可能な業者から参考見積書を徴取し、その見積価格を参考に予定価格を設定しています。

今回は、指名業者3者のうち2者が予定価格を上回り、当該業者が落札したので、結果として、落札率が高くなったものと考えています。

続きましてNo. 15 鋼製小物セットについてです。

まず、当該製品の概要ですが、こちらは手術の際に利用するメスや、血液を止めたり、組織をつまんだりする、鉗子と呼ばれるステンレス製の刃のないはさみのような器具等をそれぞれの診療科ごとにセット化したもので、老朽化や安全性向上のため順次、更新を行っているものです。

今回、当該機種を選定し随意契約を行っております。

次に選定理由である、案件名のみからは特殊な器具等でないと思われるが、2号適用としている理由についてですが、通常医療器具の購入にあたっては、事前に市の入札参加有資格者名簿に登録している業者に、納入の可否調査を行っております。

本件については、市内、準市内、市外の計29業者に確認したところ、取扱可能と回答した業者が1者のみであったことから、2号を適用して随意契約を行ったところです。

取り扱い可能と回答した業者が1者のみであった理由ですが、業者から確認しているわけではありませんが、考えられるのは、この鋼製小物は、例えば外科とか、婦人科とか、いくつかの診療科が関連していて、またメーカーも、20者近い業者から、数百本単位で鋼製小物を集めてセット化する必要があります。

この鋼製小物の中には、特定の職人にしかつくれないようなものも含まれておりますので、ディーラーにとっては、各診療科との調整や、いくつかのメーカーとの調整に多大な労力や、時間がかかることから対応できる業者が1者だけになったと考えています。

当課からの説明は以上です。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの医療センターの説明についていかがでしょうか。

磯崎委員どうぞ。

【磯崎委員】

抽出事案No. 15について、オーダーが複雑になってしまうので、それを扱える業者が1者しかいなかったという話ですが、時間を置けば他の業者も取り扱い可能になることはありますか。

【施設管理課長】

これも確認しているわけではありませんが、時間をかければ可能なのかもしれませんが、例年この鋼製小物については手を挙げてくれる業者がほとんどいないような状況となっております。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

例年ということは、毎回こういった形の鋼製小物になるということですか。

【施設管理課長】

そうですね。
毎年、順次更新している状況です。

【磯崎委員】

使用年数としての目安を定めているのでしょうか。

【施設管理課長】

基本的にありませんが、目安としては大体5年程度と考えています。

【磯崎委員】

或いは使用してそろそろみたいな時もあるという理解でよろしいでしょうか。

【施設管理課長】

基本は5年ですが、使用に支障が出ている際には更新する場合があります。

手術に使用するため、洗浄や滅菌処理を行うことから、損傷するものもあります。

このことから、安全性を確保しながら、基本的には頑丈で、洗浄工程や滅菌工程を繰り返しても性能が落ちない、十分な強度が求められるのでステンレス製のものを使用しています。

【磯崎委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

緑川委員どうぞ。

【緑川委員】

抽出事案 No. 14 について、この人工呼吸器は、世界で幾つかのメーカーが作っているものなののでしょうか。

それとも1者しか作っていないものなののでしょうか。

【施設管理課長】

いくつか作っていると思います。

今回のものも、これまで作っていた業者が、後継機種を作っていないということで、他の機種を選ぶために、2つの業者から新たに選んだ形で今回機種を選定しています。

【緑川委員】

今まであるものとはまた別のメーカーの機械ということですね。

【施設管理課長】

今までの後継機を作らなかったのが、新たに他の業者にしました。

【緑川委員】

機種選定に関して、医師の意向とか働きますか。

【施設管理課長】

その診療科の医師や使用する看護師、今回はその他の病院での納入実績や、実際にデモを業者にやってもらった上で、使いやすいなどから、診療科では、今回のこの当該機種を選定したと聞いています。

【緑川委員】

医師の意向が強く働くのかという心配がありました。そういうことはあんまりないのですね。

【施設管理課長】

そうですね。
大丈夫だと思います。

【緑川委員】

わかりました。
ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。
磯崎委員どうぞ。

【磯崎委員】

抽出事案 No. 15 について、毎年例年 1 者とおっしゃっていましたが、同じ業者で 1 者ということですか。

【施設管理課長】

結果的にそうなっています。

【磯崎委員】

その場合、そこの業者に偏っているの。業者選定として市内、準市内、県内に事業所のある市外業者といった話があるとは思いますが、そこを広げる考えはありますか。

【施設管理課長】

今のところ市内、準市内、市外 29 者の全部に聞いているので、基本的には他の医療機器同様に対応したいと考えています。

【磯崎委員】

わかりました。
ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。
阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

抽出事案 No. 15 について、メスやはさみは、普通の文房具と違って重要な物品だと思いますが、同等品 OK といった条件は付していますか。

【施設管理課長】

条件は付しておりません。

【阿部委員】

例えばこの仕様のこの形のもの限定で探して1者ということですね。

【施設管理課長】

そうですね。

あと、そのメーカーも、各診療科に実際に聞き取りをして、仕様を確定しています。

【阿部委員】

それは1者だけだったら、その仕様になりますよね。

【施設管理課長】

仕様を決めた後に、実際こういうのでいいかということで確認の意味での聞き取りを行っています。

【阿部委員】

1者から聞き取った仕様をもとに、他社に対応可能かどうかを聞いているということですか。

【施設管理課長】

違います。

事務側が、一旦診療科から情報を集めた上で仕様書を作った形で業者に聞いています。

【阿部委員】

今の話だと、1者応札を誘発しているように思えますが、複数業者のものを比べて、これ以上のものとか、同等品以上のものといった設定ではなく、もう決め打ちになっているということですよ。

【施設管理課長】

基本的にセットは、大体このメスとか、この鉗子を1本1本で言うと数百本単位のやつを、20業者ぐらいから買って、業者の方でセット化して、うちに納品しているような形なので、特に1者からだけでということではないです。

うちの方でセットしてあるものを買っているわけではなく、要望に合わせて、うちの方で指定した形でセット化したものを納品しているような形です。

【阿部委員】

今回 2400 万ぐらいですけども、セット化せずに、小分けにして買うことも可能だということですよ。

【施設管理課長】

可能ですが、大体数百本単位買わないといけないので、まとめて毎年買っています。

【阿部委員】

まとめて買うから、結果として対応可能な業者が1者になってしまうということですよ。

【施設管理課長】

業者さんの状況はわかりませんが、分けたとしても新たに手挙げてくれる業者がいるかは定かではありません。

【阿部委員】

わかりました。
ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。
では、医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

今回、抽出された 15 件について、各部署からの説明は以上となりますが、他にご意見等はありませんか。

では、「入札・契約の状況について」は以上となります。

2-(2)指名停止の状況について

【議長】

続きまして、「指名停止の状況について」です。
事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

(資料 4 により説明)
(計 2 件)

【議長】

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いします。

では、「指名停止の状況について」は以上となります。

2-(3) 建設工事等に係る入札契約制度の見直しについて

【議長】

続きまして、「建設工事等に係る入札契約制度の見直しについて」です。
事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

それでは資料 5 をお願いします。
建設工事等に係る入札契約制度の見直しについて説明します。
まず、制度改正の趣旨です。

本市の入札契約制度については、公平性、透明性、競争性等の確保を基本とし、これまで関係法令の改正や時代の流れをとらえて見直しを行ってきました。
また近年では、地域の守り手である建設業者等がその役割を果たし続けるために様々な課題解消

に向けた取り組みが必要となっています。

このような中、今回は昨年、水道局において、設計単価に誤りがあったにもかかわらず、最低制限価格と同額で落札した事例や、市長部局においても、市営住宅の解体工事について、情報漏えいを疑われる事案等もあったことから、水道局が設置した設計単価の誤りによる工事契約解除に係る調査確認委員会による報告の意見を参考に、次の点について制度の見直しを考えています。

項目としてはまず、2の総合評価方式の拡充です。

総合評価については、価格のみならず、総合的な価値による競争を促進することにより、品質確保に加え、談合等の不正防止を図ることができるとされています。

市ではこれまで、総合評価方式については標準型と簡易型を実施していましたが、これに加えて、新たに比較的小規模な工事を対象として、災害対応や道路の維持補修など、市民の安全安心を担う地元に着目した事業者の受注機会の確保に配慮して、より多くの事業者が参加できるように、評価項目が少ない特別簡易型を導入しようとするものです。

改正内容として四角に囲っていますが、7年4月以降の改正として、右側に記載している通り、特別簡易型の追加ということで、3000万から5000万未満の工事を対象としたいと考えています。

評価項目については、施工実績、企業の技術力のほか、災害時の協力や維持管理業務の実績など、企業努力について評価をしたいと考えています。

詳細については別紙1の通りです。

続いて3番の変動型最低制限価格制度（ランダム係数）の導入についてです。

こちらについては、最低制限価格を開札の当日に決定することにより、発注者を含め誰もが入札前に最低制限価格を知りえないものとなるため、外部からの不当な働きかけは発生しにくい状況になるものと考えています。

改正内容としては、これまで開札日の前日までに最低制限価格を決定をし、封筒を金庫に入れて厳重に保管をしていましたが、今回改正をして、最低制限価格については、開札時に、最低制限価格の算出の基礎となる価格に一定の範囲で、無作為に発生させた係数、これをランダム係数と呼んでいますが、それに乗じた上で算出する、変動型の最低制限価格制度を導入するものです。

対象の工事としては、これまでどおり設計金額が130万以上の工事とし、総合評価方式については除くことと考えています。

ランダム係数の範囲については、②に記載の通り0.9990から1.0010ということで、上下0.1%の範囲内で変動させるということとなります。

そちらの通り数につきましては上記の範囲で21通り程度を考えています。

続きまして、資料の下、工事費内訳明細書の見直しについてです。

こちらについては、現在も入札時に、入札価格の根拠として記載し提出していただいておりますが、その様式を変更しようとするものです。

こちらについては、談合等の不正行為が疑われた場合には、現在の入札金額の内訳だけでは、詳細な積算の内訳などの確認が困難であることから、積算内容を迅速に確認するために、現在の内訳明細書に入札金額の基となる積算金額を記載させるとともに、積算システム等で算出した、詳細な内訳書の提供が求められるよう工事内訳明細書を変更するものです。

実際の様式のイメージとしては別紙2に記載しています。

変更のイメージということで記載していますが、この点線で囲った部分、一番右側の積算金額ということで入札金額の元となった金額を書くものと、その下の米印の下の方に点線で囲っている、談合等が疑われた場合には、詳細な内訳書を提出していただきますということで、事前に提供についてお知らせをしていきたいといった考えです。

続きまして、資料1枚目5番の水道局の取り組みについては、水道局より説明します。

【水道局総務課長】

資料の左下の5水道局の取り組み、受注機会の拡大に向けた見直しに関する検討の結果です。

水道局では、不正防止を図るための見直しを着実に実施するとともに市長部局と共同運動して、それぞれ入札契約制度の見直しについて検討を図ってきたところですが、さらに水道局において

は、受注機会の拡大の見直しについて、試行的に下記の二つの案件を実施するものです。

1つ目に一抜け方式の導入ですが、より多くの事業者の受注機会の拡大を図るために、開札順番に従い、落札候補者となったものが提出した次以降の入札書を無効として、落札候補者を決定する一抜け方式の入札方式を導入するものです。

詳細については別紙3を見るとそのイメージがわかると思います。

工種、公告日、開札日、入札参加要件が同一の水道施設工事について実施するものです。

ただし、総合評価方式は除きます。

図の方を見ていただくとわかりますが、工事の1番のところでC社が落札した場合には、C社の場合はそこから先は無効となり、次の工事2では、D社が落札したとなれば工事3は、D社は取れないというような形での一抜け方式を考えています。

なお、この開札順は設計金額の大きい順に実施しようと考えているところです。

また、公告時においては、この方式の適用工事であることを明記した上で、公告を行うこととしています。

次に、2番目の地域制限付き一般競争入札の導入です。

災害時の応急復旧対応や、緊急修繕等の工事を担い、地域の維持に不可欠な地域事業者の受注機会の確保を図るために、水道施設の管路工事に限り、地域制限付き一般競争入札を導入することとしています。

水道局からの受注機会拡大に向けた見直しに関する説明は以上です。

【議長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、質問等がありましたらお願いいたします。

緑川委員どうぞ。

【緑川委員】

一抜け方式ですが、1年間に対象となる工事は、どのくらいありますか。

例えば1回につき幾つの工事が一度に公告されるのかということと、それが年間何回ぐらいあるのかを知りたいです。

【水道局総務課長】

来年度からになるので、正確な件数、はっきりとしたことは今この段階で申し上げられません。今年度の事例から考えると、1日に多くても3件です。

重なっている工事があったのは、今年度に関しては4回程度だったと記憶しています。

【緑川委員】

わかりました。

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

阿部委員どうぞ。

【阿部委員】

一抜け方式ですが、国の機関でも採用していて、一括審査方式と呼んでいます。

その際の注意点として、今回この別紙3、3つの工事を同時に発注するとなっていますが、その場合、少なくとも3者以上が申請する必要があるかと思います。

2者とか1者しかこないと、残りが不調になって、開札が全部終わるまで不調宣言できず、再発注したくてもできない状況がありますので、もし、やるのであれば比較的参加者が多くなる工

事を抽出して行う必要があると思います。
ご検討のほどよろしく申し上げます。

【水道局総務課長】

貴重なご意見、本当にありがとうございます。
今後公告、発注するにあたっては、今のご意見を参考にしながら、適正な形で入札ができるよう努めていきたいと思っています。

【阿部委員】

次に、4番工事費内訳明細書の見直しについて、談合の不正行為が行われた場合を想定して、改正されるということですが、市の談合情報処理要綱では、情報があつた場合の対応方法が記載されているだけですので、ここで言う談合が疑われた場合というのは何を意味しているのでしょうか。
疑われる基準は、策定されているのか教えてください。

【事務局（契約課長）】

今回の改正については、談合が疑われる情報があつた場合に、速やかに事実確認ができるように進めるための対応ということで、こちらの方から進めたいと考えています。
まず、現在の市の入札談合処理要綱では情報が寄せられた場合の対応のみとなっています。
こちらについては、例えば不自然な点が確認された場合ということで、運用等により同等の対応も可能とありますが、今回の明細書の見直しと同時期の改正は、難しいかもしれませんが、情報等が寄せられたものではなく、不自然な点が確認された場合にも、同様の対応ができるよう、要綱等の改正の必要性等にも含めまして、今後検討していきたいと考えています。

【阿部委員】

ありがとうございます。
まず基準作成してからでないかと、参加業者に無駄に記載させることになるので、基準を先に決めるべきなのかなという気はします。
ご検討よろしく申し上げます。

【議長】

他にございますか。
では、建設工事等に係る入札契約制度の見直しについては以上となります。

3-(1)次回の日程等

【議長】

続きまして、「その他」に入ります。
「次回の日程等について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

第12回の開催については、6月の予定となっています。
日程等の詳細につきましてはこれまで同様、事務局で調整した上で、改めて委員の皆様にご連絡をしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。
また、次回事案を抽出していただく委員につきましては、これまでも輪番制とさせていただいていますので、次は角田委員にお願いしたいと考えていますがいかがでしょうか。

【角田委員】

かしこまりました。

【議長】

では、開催の日程等について、事務局で調整をお願いします。

3-(2)その他

【議長】

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

【事務局（契約課長）】

「その他」について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する意見等を自由に発言していただきたいと考えています。よろしくお願いします。

【議長】

それでは、委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はありませんか。
角田委員どうぞ。

【角田委員】

先ほど磯崎先生から指摘があった工事何件かについて、回答が、市内の業者を使うためという話があったかと思います。

行政、自治体にとっては大事な視点で、特に土木工事だと、災害の時に、動ける事業者を育てておくというのは非常に大事だと思います。

一方で規模とか大きなものについては、市外とか県外とかの事業者も含めて、競争してもらった方が、結果的に、かかる予算が少なくて済むという観点もおそらくあると思います。

先ほどの事務局の説明が、すべて市内を優先させて当然といった話があったかと思いますが、税収が十分ある自治体はほとんどないものですから、入札とか契約の適正化の観点から、少なくともさせるためには、どこかの時点でどこかの金額、どこかの工事の規模の時点で、市外業者も参加してもらうような環境も、いずれ考えていかなければいけないのかなと感じたので、感想を述べました。

以上です。

【議長】

他にございますか。
緑川委員どうぞ。

【緑川委員】

難しいかもしれませんが、資料の中で、例えば入札結果一覧表がありますが、予定価格、最低制限価格、契約予定価格は、税金を含んだ価格で記載されていて、入札結果のところは税金を含んでいないので、非常に見にくいというか、1枚の紙に含んだ数値と含まない数字があると、なかなか難しいですが、これはどちらかに修正というか、直して書くことは難しいのでしょうか。

【事務局（契約課長）】

こちらの資料については、説明の方では実際の予定価格、最低制限価格というのは、税込みの金額を言っているもので、実際の各業者の方々が入札する場合は、実際に税抜きの価格で出してもらってその価格で、比較をして最終的に落札者を決めるというような状況で、実際のホームペ

ージに公表しているものについてもこちらの内容というようなことになっていますので、その辺はご容赦いただきたいと考えています。

実際の状況ということで示していますが、見づらい、理解しにくいというような部分もごもつともなので、工夫できる点がないかについては、今後の検討課題としたいと考えています。

【緑川委員】

よろしく願いいたします。

【議長】

他にございますか。

以上をもちまして会議は終了となります。

会議の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

4 閉会

【司会】

以上をもちまして、第11回いわき市契約適正化委員会を閉会します。

皆様、誠にありがとうございました。